

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第3回 指宿警察署協議会
会 議 日 時	令和8年2月27日（金曜日） 15時00分～16時30分
会 議 場 所	指宿警察署会議室
出 席 者	1 協議会 会長以下 7人 2 指宿署 署長以下 8人

（会議の概要）

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 署長の管内概況説明及び警察署の取組に対する諮問
- (4) 要望・意見の聴取
- (5) 閉会

2 警察署の取組に対する諮問

管内概況及び当署の飲酒運転根絶のための取組を説明した上で、委員に対し新たな施策に対する諮問を行った。

【委員】

- ・ 運転免許更新時に飲酒の影響について体験させるのはどうか
- ・ 指宿は交通インフラが不足していることからタクシーや代行運転などを増やす必要があるのではないか

【署長】

今、委員の皆様から様々なご意見をいただいた。
タクシーや代行運転を増やすことは、警察としてできるものではないが、当署としても、関係機関や警察本部と連携して、より一層の飲酒運転根絶に向けた取組を推進していきたい。

3 委員からの意見・要望の提言等

- (1) 「子ども110番の家」の広報のあり方について

【委員】

先日、小学校からの一斉メールで、子どもに対する不審者の声かけ事案が発生した連絡があり、子どもの登下校や外遊びの時間帯に危険にさらされることで、声かけ事案だけではなく、交通事故につながる可能性を考えると大変不安になった。

地域の子どものを守る取り組みとして、「子ども110番の家」は大変重要だと考えているが、実際の店舗などから、風にあおられて逆に危険であるとか景観と合わずに掲示をためらうといった声が聞かれた。

のぼり旗に加えて、より安全で設置しやすい周知方法も検討頂けたらと思う。

例えば

- ・ 窓やドアに貼れるステッカーやプレートの表示
- ・ 地域ごとの「子ども110番マップ」を学校、保護者向けに配布
- ・ QRコードのデジタルマップ

などの検討をお願いする。

【回答】

昨年、当署管内では、34件の脅威事案が発生しており、これは、南九州ブロックの中でも多い件数である。

脅威事案は、性犯罪や略取・誘拐事件に発展する可能性あり、警察はもちろん、防犯協会や少年指導員等と連携した警戒活動を推進している。

このような脅威事案等から子ども達を守る取組の一つとして、「子ども110番の家」があり、管内には、97軒の子ども110番の家がある。

子ども110番の家は、緑色の「のぼり旗」を掲げており、また、現在、小型プレートの表示も試行運用しているので、「風にあおられて危険」「景観に合わずに掲示にためらう」等の意見があれば小型プレートの表示を検討する。

子ども110番の家については、管内の小・中学校にも情報提供しており、各学校独自で、防犯マップ等を作成している。

県警では、「犯罪・交通事故情報マップ」をホームページに掲載している。これは、県内の犯罪情報や交通事故の発生状況が一目でわかる地図を表示することがで

きる。
このような運用をしていることについても、各種会合での紹介や広報紙等を活用し、周知を図ってまいりたい。

(2) 交通マナーの啓蒙活動について

【委員】

信号機のない横断歩道で、歩行者がいる際の一旦停止のタイミングがわかりにくいとの声を耳にする。
歩行者を含めた啓蒙活動をお願いしたい。

【回答】

道路交通法第38条第1項後段では
横断歩行者等がいる場合の一時停止
について規定され
車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない

と定められている。

また、横断歩道における安全対策として、「スマイルコンタクト」というものがある。

県警察では、横断歩行者とドライバーが、お互いにハンドサインや笑顔でコミュニケーションを取り合うことで、交通の安全性を高める「スマイルコンタクト」を呼びかけている。

当署においても、各種交通教室や交通安全講話の際に、この「スマイルコンタクト」を始めとする、安全な横断歩道の渡り方について指導をしているところである。しかし、横断者の中には、横断する意思があるか否か判然とせず、車両の運転手が判断に迷う場面もあるかと思われるので

○ 「スマイルコンタクト」を徹底すること

○ 駆け込み等の危険な横断をやめること

○ 幼稚園児や小学生に対しては、手を挙げて横断すること

等の更なる広報啓発活動を行い、歩行者がより安全で安心して横断できるように努めてまいりたい。

併せて、歩行者が横断歩道を安心して通行できるように、「横断歩行者妨害」の取締りも積極的に実施していきたい。

(3) 夜光反射材の着用促進について

【委員】

夜間歩行者に対し、反射材のタスキやリストバンドの着用を勧めて欲しい。

【回答】

令和7年中、鹿児島県内における交通事故死者44人のうち、歩行中の死者が半数近くの19人とその割合は43%と最も高くなっている。

また、歩行中の死者19人のうち、夜間歩行中の死者は、11人（うち高齢者9人）であったが、全員が夜光反射材非着用という結果であった。

各種交通安全教室や交通講話等の際に、反射材やリストバンドを配布して広報活動を実施したり、ナイトスクールを実施して反射材の効果を実感してもらったりする参加体験型の教室も実施しているが、昨年の統計結果を踏まえると、より一層、周知させる必要があると実感しているところである。

歩行者や自転車利用者が薄暮時や夜間に交通事故に遭わないようにするために、は、反射材用品やLEDライト等を活用することが効果的である。

反射材をつけている部分は、自動車から見ると光っているように見えるので、つけていない人よりもつけている人の方が自動車から発見してもらいやすくなる。

また、自動車運転者から見て、「反射材を着用している歩行者」は「着用していない歩行者」よりも2倍以上手前で発見できると言われている。

夜間の歩行者等の事故を減少させるためには、反射材用品の着用促進が必要不可欠である。

最近では、反射材のタスキやリストバンドだけではなく、バッグや靴、自転車につけるタイプの反射材用品もあるので、今後より一層、反射材用品の着用について広報啓発活動に努めていく。

(4) 「うそ電話詐欺」の広報について

【委員】

電気料金、電話料金の未納通知の詐欺電話が増えていることから、市の防災無線等で注意のアナウンスをして欲しい。

アナウンスの際は、具体的に、「電気、電話料金が未納ですとの電話がある」という内容にすれば伝わりやすいのではないかと思う。

【回答】

うそ電話詐欺等の被害防止対策は、県警が掲げる運営重点にもなっており、県警全体で様々な被害防止活動を推進しているところである。

うそ電話詐欺等を敢行する犯人グループは、様々な手段を用いて、お金を搾取しようとする。

その手段の一つに、「電気料金、電話料金の未納通知の詐欺電話」がある。

県警では、これらの詐欺被害の発生に応じ、県民の皆さんにわかりやすいチラシ

などを作成して、講話などで配布したり、広報紙等に掲載している。
最近では、「十から始まる電話番号からの電話」や「ニセ警察官」に係る被害や相談が多発しており、それに応じたチラシも作成している。

また、当署管内では、今年に入り、
愛知国際空港や名古屋税関を語るアポ電があった
旨の相談が多数寄せられている。

その際にも、当署から指宿市に依頼し、防災無線で被害防止広報を行っている。
今後も、管内のうそ電話詐欺の被害や相談に応じ、防災無線や講話、チラシ広報など、有効かつ効果的な被害防止活動に努めて参りたい。

(5) 農機具等の盗難について

【委員】

鹿児島県下で農機具（トラクター）の盗難が増えているようである。

個人で使用するために盗んでいるのか、解体して売り飛ばすのか。

解体するとして鹿児島県内にも「ヤード」と呼ばれる基地は存在するのか。

【回答】

昨年、当署管内では、トラクター盗難は発生していないが、県下では発生している。

また、草刈り機等の農機具の盗難は、当署管内でも発生していることから、田んぼや畑で使用した際は、その場に放置せずに自宅に持ち帰ったり、鍵のかかる倉庫等に収納するなどの防犯措置が大切である。

また、「個人使用か解体して売却するのか」については、犯人の目的次第ではあるが、悪質な自動車解体ヤード等に持ち込まれるケースもある。

一部の悪質なヤードが犯罪の温床となっている状況が見られ、これらを放置すれば、治安上大きな脅威となることから、県警では、ヤード等の実態把握に努めているところである。

なお、鹿児島県内のヤードの実態については、今後の捜査への影響等から、回答は差し控える。

今後も、自動車解体ヤード等に対しては、各種法令に基づき、関係機関等と連携した立ち入りを行い、また、悪質な解体ヤード等を把握した際には、積極的な事件検挙を推進して参りたい。

備考